

おおすみ障害者就業・生活支援センター
指定候補者募集要綱

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課

令和8年7月

おおすみ障害者就業・生活支援センター

指定候補者募集要綱

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	センターの業務・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	センターの活動区域・・・・・・・・・・・・	1
4	指定を行う法人数・・・・・・・・・・・・	1
5	応募要件（指定要件）・・・・・・・・・・	1
6	募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・	2
	（1）配布方法	
	（2）配布期間	
7	応募方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）提出書類	
	（2）提出先及び受付期間	
	（3）応募に関する質問	
8	指定候補者の選定・・・・・・・・・・・・	4
	（1）審査方法	
	（2）提案書審査項目及び基準	
	（3）結果の通知及び公表	
9	選定後の手続等・・・・・・・・・・・・・・	4
10	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（※1）具体的な要件・・・・・・・・・・・・	6

《その他の様式等》

【別紙】提案書審査項目及び基準

【表紙】業務提案書

【様式1】業務提案書

【様式2】就職実績、職場実習実績一覧

【様式3】誓約書

おおすみ障害者就業・生活支援センター指定候補者募集要綱

1 目的

鹿児島県では、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、県内7箇所に障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）を指定しているところである。

令和9年4月以降の大隅圏域の指定候補者を選定するに当たり、広く募集し、応募のあった指定候補者の中から、審査により指定法人を選定するために必要な事項について、以下のとおり定める。

2 センターの業務

- (1) 職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下、「支援対象障害者」という。）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行う。
- (2) 支援対象障害者が職業準備訓練や職場実習を受けることについてあつせんする。
- (3) (1)、(2)のほか、事業主に対する障害者の就職後の雇用管理に関する助言など、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行う。

業務の詳細については、別添「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」第6による。

3 センターの活動区域

大隅圏域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）

4 指定を行う法人数

1 法人

5 応募要件（指定要件）

次の各号に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であること。
- (2) センターの活動拠点を、大隅圏域内に設置すること。また、センター所在地以外の圏域内市町においても、十分な支援を実施できること。

- (3) 業務に必要な職員を配置している又は確実に配置できるなど、事業の実施のために必要な体制が確保できると認められること。
 - ア 就業支援担当者4名（うち1名を主任就業支援担当者とする。）
 - イ 生活支援担当者1名
- (4) 事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。従って、十分な自主財源を有する場合以外は、国からの「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」の委託及び「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）」の補助金の交付を受けている又は受ける見込みがあること。
- (5) 上記（4）の雇用安定事業を受託するにあたり、障害者の就業に関する支援活動の実績があること（6ページ※1参照）。また、生活に関する支援活動の実績があること。
- (6) 活動を行う地域にある公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、精神保健福祉センターその他の関係機関との連携が十分に可能と認められること。
- (7) 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。
- (8) 基礎訓練（支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練）の実施体制が適切であること。
- (9) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん及びその対象者への支援の実施体制が適切であること。
- (10) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。
- (11) 地元自治体の積極的関与があること。
- (12) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。（例えば、法第43条に基づく法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、その他、労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等本事業遂行に支障を来すとされる者でないこと）。
- (13) 公益法人にあっては、障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（雇用安定等事業に係るものを含む）が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。←※小規模な法人にとっては影響が大きい項目※

6 募集要綱の配布

- (1) 配布方法
県ホームページよりダウンロードすること。
- (2) 配布期間
令和8年7月27日（月）から令和8年8月31日（月）まで

7 応募方法等

(1) 提出書類

- ①【表 紙】業務提案書
- ②【様式1】業務提案書
- ③【様式2】就職実績、職場実習実績一覧
- ④【様式3】誓約書
- ⑤ 定款又は寄付行為（写し）
- ⑥ 組織図
- ⑦ 直近の年度の収支決算書及び事業報告書
- ⑧ 令和7年6月1日現在の障害者雇用状況報告書（写し）
（常用労働者40.0人以上の法人のみ）
- ⑨ パンフレットなど法人の概要がわかる資料

(2) 提出先及び受付期間

応募する方は、上記(1)の提出書類を次のとおり提出すること。

ア 提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課雇用支援係（県庁行政庁舎10階）

電話 099-286-3028（直通）

イ 受付期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月31日（月）（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時00分まで）

ウ 提出部数 ①、⑨：1部 ①、⑨以外：5部

エ 提出方法

持参又は郵送（必着）による（電子メールやFAXでの提出は不可）。なお、郵送の場合は、特定記録等配達記録が残るものとする。

(3) 応募に関する質問

応募及び業務提案書作成に関する質問については、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月24日（月）午後5時まで

イ 受付方法

電子メールにより提出のこと。件名は「【質問】おおすすめ障害者就業・生活支援センター指定候補者募集について」とすること。ただし、軽微な質問については電話でも受け付ける。

また、応募を検討している法人全てに共通すると考えられる質問は、県ホームページに質問及び回答を掲載する。

ウ 送付先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課雇用支援係

電子メール：sien@pref.kagoshima.lg.jp

電話：099-286-3028（直通）

エ 回答方法

電子メールに対しては、電子メールに返信する。また、応募を検討している法人全てに共通すると考えられる質問は、県ホームページに質問及び回答を掲載する。なお、審査の途中経過に関する質問には回答しない。

8 指定候補者の選定

(1) 審査方法

応募者の業務提案を、「おおすみ障害者就業・生活支援センター指定候補者審査委員会」の委員により評価点方式による審査を行う。

(2) 提案書審査項目及び基準

【別紙】のとおりとし、各項目について、これまでの実績や今後の考え方・見通し等の観点から総合的に評価する。

(3) 結果の通知及び公表

令和8年9月上旬に、全ての応募者に対し、選定の結果を文書にて通知する。なお、審査結果についての問合せには一切応じない。

9 選定後の手続等

(1) 選定された指定候補者は、定款又は寄付行為に当該事業を実施することを規定する必要がある。

(2) 選定された指定候補者は、鹿児島県に対し、障害者就業・生活支援センターの指定に係る申請書を提出するものとする。申請書の様式、添付書類及び提出時期等は別途通知する。

(3) 選定された指定候補者は、国に対して、障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）の実施事業者として推薦されるとともに、鹿児島県が実施する障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施候補者となるものとする。

(4) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業及び生活支援等事業）の実施にあたっては、国及び県の令和9年度予算の成立、県から国への実施事業者推薦の採択、国及び県の同事業の契約相手方としての採択等が前提条件となる。

前提条件が満たされない場合、指定候補者となった場合でも事業を実施できない場合があるので、このことを了承のうえ、応募すること。

(5) 指定時期及び事業の開始は、令和9年4月1日を予定している。

10 その他

- (1) 応募に要する全ての費用は、応募者及び応募を検討している者の負担とする。
- (2) 提出書類は、候補者の選定以外に使用しない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類について、提出後の差し替え、変更、再提出は認めない（軽易なものを除く）。
- (5) 提出書類に明らかな不備や虚偽内容が含まれる場合には、失格になる場合がある。
- (6) 鹿児島県が応募者の提出書類を受け付けた後に、応募者が辞退する場合は、直ちにその旨を下記の問合せ先に連絡すること。

11 問合せ先

本件における問合せ先は、下記のとおりである。

〒 8 9 0 - 8 5 7 7 鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1 鹿児島県商工労働水産部雇用労政課雇用支援係（県庁行政庁舎 1 0 階） 電 話 0 9 9 - 2 8 6 - 3 0 2 8 （直通） 電子メール sien@pref.kagoshima.lg.jp

(※1) 具体的な要件

具体的には、以下の①～③の全てを満たすこと。

- ① 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で10名以上であるか又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者で就職した者の数が当該受託期間1年間当たり10名以上であるか又は今後1年間に於いて10名以上確実に見込めること。

(「就職」の定義)

ここでいう「就職」は、「原則として、1か月以上の雇用契約を締結したものであること」としている(結果的に1か月未満で退職したものについては「就職」に含まれる。)

また、就職先の労働時間については問わない。

就労継続支援(A型)事業への就職については、ここでいう「就職」には該当しない。

就職した後に離職し、再度就職した場合には、それぞれ1名分としてカウントできる。

就職内定者はカウントできる。

(「支援」の定義)

「当該法人の支援を受けた」とは、当該法人の利用者等(当該法人の支援対象者)に対し直接の支援を行ったことにより就職に結びついたものが該当する。

- ② 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で20件以上であるか又はこれに準じるものであること。

ただし、現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者に対して行った職業準備訓練及び職場実習のあつせんが当該受託期間1年間当たり20件以上であるか又は今後1年間に於いて20件以上確実に見込めるものであること。

(「職場実習」の定義)

- ・ 実施期間が3日以上4か月以内であるもの
- ・ その他、次の制度に該当するもの

A 職場適応援助者(ジョブコーチ)による雇用前支援(地域障害者職業センターが行う職場適応援助者による支援事業又は訪問型職場適応援助者助成金若しくは障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)の助成対象となった事業に限る)

B 職場適応訓練(一般、短期)

C 障害者委託訓練のうち「実践能力習得訓練コース」であつて、当該コースの中に事業所での職場実習を組み込んで実施したもの

D 都道府県労働局等の事業として実施された職場実習事業

F 都道府県又は市町村が独自施策として講じている職場実習制度(精神障害者社会適応訓練事業を含む)

なお、就労継続支援A型事業での実習は職場実習としてカウント出来ない。

法人が企業から請け負った業務への従事は職場実習としてカウント出来ない

職場実習の日数、時間に限らず、1事業所、1人につき1件とする。

職場実習の実施件数は、開始月でカウントする。

- ③ 現に本事業を受託している法人にあっては、障害者就業・生活支援センターにおける支援対象障害者の職場定着のために、障害者や事業主に対する相談・助言、職場訪問、関係機関との調整、在職者の集いの開催等の支援を行っていること。